



令和8年2月27日
総合政策局地域交通課
総合政策局交通産業室
総合政策局モビリティサービス推進課
物流・自動車局旅客課

**令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」
（「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプ）
の公募開始について**

国土交通省では、全国の「地域の足」「観光の足」を確保するための「交通空白」の早期解消に向けた取組や、地域の多様な関係者の連携・協働、複数主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供、さらには地方公共団体におけるモビリティデータを活用できる人材・組織の育成及び地域の関係者との調整を進める体制の整備を後押しするため、本日から、令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」（「交通空白」解消タイプ、共同化・協業化促進タイプ、モビリティ人材・組織育成タイプ）の公募を開始します。これらの取組への支援を通じて、「交通空白」解消や地域交通の維持・活性化を図り、その事例等を全国に広めてまいります。

1. 事業概要

令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、喫緊の課題として取り組む「交通空白」の解消のほか、複数の主体による共同化・協業化を通じた地域旅客運送サービスの提供など、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。今回は、以下の①「交通空白」解消タイプ、②共同化・協業化促進タイプ、③モビリティ人材・組織育成タイプについて、公募を開始します。

① 「交通空白」解消タイプ

「交通空白」の課題があると自治体等が判断した地域において、その解消に向け公共ライドシェア・日本版ライドシェアやデマンド交通、乗合タクシー等の新たな交通サービスの導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を支援する事業を対象とします。

② 共同化・協業化促進タイプ

複数の地方公共団体や交通事業者、施設等への運送サービス提供者による地域旅客運送サービスの共同化・協業化を推進し、共同での路線バス・乗合タクシー・公共ライドシェア等の運送に係る体制の構築や運行を支援する事業を対象とします。

③ モビリティ人材・組織育成タイプ

地方公共団体職員におけるモビリティデータの活用のほか、組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案及び交通事業者や地元住民等の関係者との調整を進めるための専門人材や組織の育成、またそれらを地方公共団体と連携して実施する取組を支援する事業を対象とします。

2. 募集期間

令和8年2月27日（金）～3月27日（金）16:00

※応募には事前に各地方運輸局等との事前協議が必要です。事前協議は3月25日（水）
で締め切ります。

3. 公募の詳細・応募様式等について

公募の詳細や応募様式等については、2月27日（金）14時に特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

なお、オンラインで公募説明会を開催します。詳細は、特設ウェブサイトでご案内します。

特設ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

※ 本事業は、国土交通省が選定した事務局（株式会社東急エージェンシー）が、国土交通省が採択を決定した事業について、補助金の交付等に係る事務を実施します。今回の公募では、公募要領に基づき、「『交通空白』解消タイプ」、「共同化・協業化促進タイプ」及び「モビリティ人材・組織育成タイプ」を実施する間接補助事業者の募集を行います。

4. 採択時期について

4月下旬（予定）

※ ただし、「交通空白」解消タイプにおいて既存交通サービスの休廃止による代替交通サービスの導入であり、かつ緊急性の高い事業に限り、先んじて採択を行います。

【お問い合わせ先】

（事業内容について）

総合政策局 地域交通課

03-5253-8111（内線 54-817,54-827,54-724） 03-5253-8987（直通）

（応募方法および応募事前協議・相談）

別添各地方運輸局等の連絡先にお問い合わせください。

「交通空白」解消タイプ

- 「『交通空白』解消に向けた取組方針」に基づき、令和7～9年度の集中対策期間において、全国に存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、**「交通空白」地区等において**、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までをトータルで支援**。

対象主体

**地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等
又はこれらを含む協議会・連携スキーム**

- ※ 「交通空白」リストアップに記載のある地域を実施エリアに含む事業を対象とする。
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。



▲各地の取組例
左：被災地へのデマンド交通導入（石川県輪島市）
右：交通結節点からの「観光の足」確保（熊本県人吉市～鹿児島県霧島市）

補助対象経費



- ① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等)



- ② サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、
- ③ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
(輸送施設の設置、リースによる取得、仕切板・ドライブレコーダー等の設置等の改造、運転者を募集するための広告費用 等)



- ④ サービス提供に際し実施する要する費用
(運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等)

補助率

500万円まで定額、それを超える場合は2 / 3（上限1億円）

- ※ 東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は補助率1 / 3（定額無し）
- ※ 車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）
- ※ 商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額の引き上げ（上限750万円）



- 運転者等の担い手不足に伴い減便・廃路線が相次ぐ中、**複数の地方公共団体や交通事業者等の共同化・協業化を推進**する事業を支援することで、交通サービスの**導入・運行の効率化を促し、持続可能な地域交通の実現を図る**。
- 運転者等の地域の輸送資源を複数の自治体や交通事業者で共同してサービス提供を行う事業については、地方公共団体・協議会・交通事業者等による通常の公共ライドシェア等の導入と比べて**重点支援**。

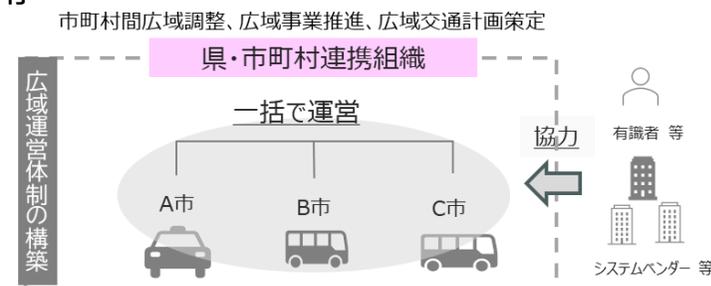
対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

- ※ **2以上の地方公共団体又は交通事業者が主体**となり、自治体間または交通事業者間が連携して事業を実施する場合に限る
(地方自治体は、そのすべてが「交通空白」リストアップ調査への回答が必須。また、交通事業者は、施設等への輸送サービス提供者を含み、地域内の事業者が連携して旅客輸送サービスを実施するものも対象とする)
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ **輸送施設、運転手、システム等の輸送資源を共同してサービス提供**している場合に限る
- ※ **地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須**とする

補助対象経費

- ① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等)
- ② **輸送資源の共同化の体制構築に係る経費(有識者招聘を含む)**
- ③ 共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入(共同化に伴うシステムの改修・共有化を含む)、ドライバー確保等に係る経費
- ④ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
- ⑤ 輸送資源を共同してサービス提供する場合の運行経費 等



補助率

1,000万円まで定額、それを超える場合は2/3(上限1.2億円)

※都道府県の主導のもと、2以上の地方自治体が共同でサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①・②については定額の引き上げ(上限2,000万円)

- 全国の「交通空白」を解消するとともに、**新たに「交通空白」を生み出さない体制を整備**するため、地方公共団体において、効率的な地域交通への見直しを含む**企画・立案**を行い、交通事業者や地元住民等の**関係者との調整**を進める**人材・組織の育成**等を行う取組への支援を行う。

対象主体

- **地方公共団体**又は地方公共団体を含めた**協議会**（都道府県が主体となり市区町村の職員等を対象に実施する場合も含む）
 - **地方公共団体と連携し**、当該地方公共団体への知識・スキル等の習得を実施する**事業者** ※**首長からの推薦が必須**
- ※ 「交通空白」リストアップ調査へ回答している地方公共団体を対象とする取組に限る。
※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。

補助対象経費

地方公共団体等が行う持続可能な地域公共交通を実現するために必要な**企画・立案を行う人材又は組織を育成する**事業に要する経費
（①・②については、いずれかの実施を必須とする）

※必須

①組織の立ち上げ支援に関する費用 ※設備投資は対象外

…人材採用経費、業務マニュアルの整備、立ち上げ期の人件費（年度内に限る）、交通事業者や住民への周知・ブランディング 等

②持続的な地域交通の検討に関する費用（地方公共団体又は地方公共団体を含めた協議会が発注し導入・実施するものに限る）

…現地調査、データ購入・データベース構築・GISデータ化、データ分析委託・ツール導入 等

③人材育成に関する費用

…ワークショップ運営費、外部講師謝金、教材作成費 等

④関係者との連携体制構築に関する費用

…会議開催経費（有識者謝金、会場使用料、旅費等）、住民説明会、アンケート 等

⑤外部専門人材の登用

…事業目的・課題解決のために適切なノウハウやスキルを有する外部人材を登用する際の**人件費（費用の半額）**

補助率

定額補助（上限3,000万円）

機関名	担当課	電話番号
北海道運輸局	交通政策部交通企画課	011-290-2721
東北運輸局	交通政策部交通企画課	022-791-7507
関東運輸局	交通政策部交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局	交通政策部交通企画課	025-285-9151
中部運輸局	交通政策部交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局	交通政策部交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局	交通政策部交通企画課	082-228-3495
四国運輸局	交通政策部交通企画課	087-802-6725
九州運輸局	交通政策部交通企画課	092-472-2315
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812